

条例案に係るパブリックコメントについて

1 意見募集の内容

鎌倉市が定めようとしている、「子ども・子育て支援新制度」に関する基準の案について、考え方を説明し、意見を募集する。

〔基準〕

- (1) 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準
地域型保育事業として創設される、家庭的保育や 20 人未満の小規模な保育、居宅訪問型保育などについて、国が定める設備及び運営に関する基準の方針に基づく鎌倉市の基準
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付費の支給対象者となるために市町村が行う確認について、国が定める確認に関する運営基準の方針に基づく鎌倉市の基準
- (3) 教育・保育給付の支給認定に関する基準
幼稚園や保育所の利用に際し、保護者が給付金の給付を受けるために必要な支給認定について、国が定める認定基準の方針に基づく鎌倉市の基準
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
放課後児童健全育成事業（学童保育・子どもの家）の設備や運営について、国が定める設備及び運営基準の方針に基づく鎌倉市の基準

2 募集期間

平成 26 年 6 月下旬から平成 26 年 7 月下旬までの約 1 ヶ月間

3 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵便、FAX、電子メール、直接持参

(2) 提出先

こどもみらい部保育課または青少年課

4 意見を提出できる人

- (1) 鎌倉市内に住所を有する方
- (2) 鎌倉市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 鎌倉市内の学校に在学する方
- (4) 鎌倉市に対し納税義務を有する方
- (5) 意見公募手続きに関する事案に利害関係を有すると認められる方

5 周知の方法

- (1) 市役所ロビー、各支所、こどもみらい課、保育課及び青少年課窓口で配布。またホームページにも掲載。
- (2) 広報かまくら（平成 26 年 7 月 1 日号）に掲載。
- (3) 幼稚園、保育園、こども関連施設へ案内を送付。